



令和7年度 東松山市放課後児童クラブ入所のご案内

放課後児童クラブでは、保護者が就労・病気・介護などのために、放課後、家庭内で保育ができない児童をお預かりいたします。

名 称	所 在 地	定 員	電話番号	最寄の小学校
きらめきクラブまつに	東平555-3	80名	23-1361	松山第二小学校
きらめきクラブからこ	新郷8-2	70名	23-1325	唐子小学校
きらめきクラブいちのかわ	市ノ川132-4	80名	21-6480	市の川小学校
きらめきクラブたかさか	高坂1138	130名	31-2360	高坂小学校
きらめきクラブしんめい	御茶山町7-2	80名	24-3346	新明小学校
きらめきクラブのもと	下野本650-2 (野本小学校内)	28名	81-7104	野本小学校
きらめきクラブさくらやま	桜山台5 (桜山小学校内)	25名	81-5302	桜山小学校

※きらめきクラブまつに、からこ、いちのかわ、たかさか、しんめいは、入所決定後、支援の単位（クラスのようなもの）に分かれての保育となります。

※きらめきクラブは、指定管理者（シダックス大新東ヒューマンサービス㈱）による運営となります。

保育時間

- ① 学校の授業日 学校の放課後から午後7時まで
- ② 学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで（但し、休所日は除く）

開設時間

- ① 学校の授業日 午前10時から午後7時まで
- ② 学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで



休 所 日

- 日曜日
- 国民の祝日
- 年末年始（12月29日～1月3日）

保 育 料

- 児童1人につき月額10,000円です。
- 1世帯2人以上入所の場合、1人目は10,000円、2人目以降は5,000円となります。
- 半月の入所期間となる月の保育料は上記金額の半額になります。
- 保育料の納付は、口座振替又は納付書（コンビニ納付可）による納付となります。
口座振替を希望する場合は、金融機関にて指定の口座振替依頼書による手続きが必要です。口座振替日は、毎月末日（12月分のみ12月25日）です（土日・祝日の場合は翌営業日となります。）。
- 入所児童の保護者が生活保護を受けている場合や、令和6年度の市区町村民税が非課税である場合等については、申請に基づき減免になります。申請に関しては入所決定時にご案内いたします。

おやつ代

- 児童1人につき月額2,000円
- おやつ代は、きらめきクラブに直接お支払いいただきます。

入所申込受付（新規・継続）

郵便・FAX・電子メールによる申請受付はできません。

- 入所日は毎月2回、1日と16日です。
- 受付締切日 1日入所の場合 前月15日
16日入所の場合 前月末日
(土日・祝日に当たる場合は直前の開庁日までとなります。)
- 場 所 **保育課**（東松山市役所 総合会館2階）
- 対 象 ・きらめきクラブへの入所を希望する、東松山市立小学校に通う児童
・その他市長が必要と認めた児童
※就労により入所を希望される場合、週4日以上、1日4時間以上かつ午後3時以降の就労をしていることを原則といたします。
- 申込書類 (1)児童クラブ入所申請書（表面）、保育児童票（裏面）
(2)家庭状況届（兼調査票）
(3)家庭内で保育ができないことの証明書類・・・就労証明書、診断書等
※提出対象・・・児童の父母及び同住所地（世帯分離をしている場合を含む）にお住まいの64歳以下（令和7年4月1日時点）の祖父母
※保育ができない理由により書類が異なりますので、詳しくは4ページをご覧ください。
(4)窓口来庁者の本人確認書類（運転免許証等）

入所決定

- 入所の決定は申込順ではありません。保育の必要性が高い順に入所を決定いたします。
なお、記載内容に虚偽があった場合は入所を取り消すことがあります。
- 入所決定後、都合により入所を取り下げる場合、必ず保育課に届け出てください。届出をしていない場合、保育料を納付していただく場合があります。

申請取下げ

- 入所を希望しなくなった場合は、申請を取り下げる必要があります。必ず保育課に連絡してください。なお、年度中に再度入所を希望する場合は、新たに児童クラブ入所申込書等を提出していただきます。

退所受付

- 家庭での保育ができるようになった等の理由により、退所を希望する場合、必ず保育課に届け出てください。届出をしていない場合、入所が継続されているとみなし、保育料を納付していただく場合があります。
- 退所日は毎月2回、15日と末日です。
- 受付締切日 15日退所の場合 前月末日、末日退所の場合 当月15日
(土日・祝日に当たる場合は直前の開庁日までとなります。)
- 受付場所 **保育課** (郵送・FAX・電子メールによる受付はできません。)
※窓口来庁者の本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

問合せ

- 東松山市役所 保育課 電話23-2221 (内線671~674)
- 以下の民営クラブは、直接各施設へお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電話番号	最寄の小学校
第1竹の子クラブ	松山町1-13-56	24-0792	市の川小学校
第2竹の子クラブ			
まつたけクラブ	材木町10-12	22-0070	松山第一小学校
第1おおどりクラブ	石橋1566-1	23-4817	青島小学校
第2おおどりクラブ			
第3おおどりクラブ	石橋1528	53-5100	
ひまわりクラブ	大谷3209-44	39-1943	大岡小学校
第1さくらやまクラブ	田木670-4	35-2680	桜山小学校
第2さくらやまクラブ	田木655-2	34-6580	
第1たんぼぼクラブ	六軒町18-11	25-1030	新宿小学校
第2たんぼぼクラブ	新宿町12-11	81-5435	
第3たんぼぼクラブ	新宿町11-5	59-8223	
第1のもとクラブ	下野本626-1	22-8019	野本小学校
第2のもとクラブ			
放課後児童クラブこばと	本町2-3-12 松井ビル2階3階	25-3722	松山第一・新明小学校
かるがも学童クラブ	毛塚756-1	81-7922	高坂・桜山小学校

○家庭内で保育ができないことの証明書類

事由	内容	必要書類
労働（内定、育児休業中を含む）	原則として <u>週4日以上、1日4時間以上かつ午後3時以降の就労を常態とする場合</u>	（外勤の場合） 就労証明書 （自営業の場合） 就労証明書 自営業用就労状況申告書 自営業を営んでいることの証明（営業許可証、開業届、商業登記簿謄本、確定申告書の写し等）
妊娠・出産	出産（予定）日前3か月、出産後2か月に該当する場合	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障害	保護者が病気、負傷、障害等により、児童の保育ができない場合	診断書 障害状況等申告書 障害者手帳の写し
介護・看護	病気や障害を有する同居親族を介護・看護しなければならない場合	介護・看護状況申告書 対象者の診断書、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等
災害	地震や風水害又は火災などの災害の復旧に当たっている場合	罹災証明書
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	誓約書
就学・職業訓練	週4日・1日4時間以上かつ午後3時以降の就学、職業訓練を受けている場合	在学証明書

○その他の必要書類（該当者のみ）

事由	内容	必要書類
ひとり親世帯	父子・母子世帯（別居しており、離婚が成立している）	児童扶養手当受給者証又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍謄本等
離婚調停手続中	離婚調停中（同居している場合を除く）	調停期日通知書の写し、事件係属証明書等
生活保護受給中	生活保護受給世帯	受給者証の写し
同居者（申請児童含む）が障害者手帳を所有	同居者が障害者手帳を所有している場合	対象者の障害者手帳の写し
特別児童扶養手当を受給	特別児童扶養手当を受給している場合	受給者証の写し
転入予定	入所希望日前日までに転入する場合	土地の売買契約書と新築工事請負契約書、不動産売買契約書、賃貸契約書等の写し